

7月1日
受付開始

国民健康保険 限度額適用認定証 引き続き必要な人は申請を

国民健康保険の「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。引き続き必要な人は、7月1日以降に申請をしてください。

なお、保険料の滞納があると交付できない場合があります。申請方法など詳しくは、市のホームページで確認してください。



(HP) 25092193

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

高額な療養を受ける場合、「限度額適用認定証」と国民健康保険被保険者証(70歳以上の方は高齢受給者証も)を医療機関等に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

また、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院時の食事代も減額することができます。

マイナンバーカードの健康保険証利用に必要な機器が設置されている医療機関等では、健康保険証または健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードを提示し情報提供に同意する場合、窓口での支払いが自己負担限度額までとなるため申請不要

▷以下に該当する場合は対象外

- ・国民健康保険料に滞納がある場合
- ・所得の申告がない場合

▷直近12カ月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方が、入院時食事療養費等の減額をさらに受ける場合は、別途長期認定申請が必要

※マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関等は、厚生労働省ホームページで確認を



70歳以上で次の所得区分の世帯の方は、高齢受給者証の提示により窓口での支払いが自己負担限度額までとなるため申請不要

▷課税所得が690万円以上の方がいる世帯

▷住民税非課税世帯を除く、課税所得が145万円未満の人のみの世帯

※所得区分など、詳しくは市のホームページで確認を



(HP) 11833624

問 国民健康保険課 (0798・35・3120)

後期高齢者医療制度に加入している人へ

後期高齢者医療制度の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証をすでに持っており、8月以降も引き続き対象となる人は交付申請不要です。

▷7月中旬に新しい認定証を送付予定

問 高齢者医療保険課 (0798・35・3192)

平木
市民館

マイナンバーカード未申請の人へ 休日出張申請窓口

市は、マイナンバーカードの休日出張申請窓口を開設します。マイナンバーカードの申請手続きは15分程度でできます。

休日出張申請窓口の利用には、予約(先着順)が必要です。予約の受付は6月27日午前9時半から。詳しくは市のホームページをご確認ください。

日時 7月15日(月・祝)の午前10時～午後4時

場所 平木市民館

必要書類 通知カード、本人確認書類

※詳細は市のホームページで確認を



(HP) 33943771

|| 予約・問合せ

西宮市マイナンバーコールセンター ☎0798・30・6001

◀受付時間▶ 9:30~16:30(土・日曜、祝・休日を除く)

国民
年金

経済的な理由などで納付が困難な人へ 保険料の免除・納付猶予

経済的な理由や失業などで国民年金保険料の納付が困難なときは、免除・納付猶予の制度があります(所得制限等一定の要件あり)。令和6(2024)年度(6年7月分~7年(2025年)6月分)の申請受付は7月1日からです。申請方法など詳しくは、市のホームページで確認してください。

申請免除

所得に応じて、全部または一部を免除
所得審査の対象:本人・配偶者・世帯主

納付猶予

50歳未満の人を対象に、所得に応じて、全額の納付を猶予
所得審査の対象:本人・配偶者

※過去2年以内はさかのぼって申請可。免除・猶予された期間分は、定額納付した場合と比べて、老齢基礎年金額が減額

※学生は利用不可。「学生納付特例制度」の利用を(手続きは要学生証)

外国人等高齢者・障害者特別給付金

国民年金制度発足時、在日外国人や長期間海外に滞在していた日本人は、国民年金に加入することができませんでした。

市は、このような制度上の理由により老齢基礎年金、障害基礎年金などを受給できない外国人等の高齢者(大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた人)や障害者(※)を対象に「外国人等高齢者・障害者特別給付金」を支給しています。

(※)障害の原因となった病気やけがの初診日が、昭和57年(1982年)より前の場合など。65歳に達する日の前日までに申請する必要あり

問 医療年金課 (0798・35・3124)

(HP) 30632088

請求
手続き

認可外保育施設等の利用料 幼児教育・保育の無償化

以下の対象施設・サービスを利用している人は、利用料の一部が償還払い(※)により無償化の対象となります。手続きには、所定の請求書と利用施設等から受け取る各種書類などが必要です。詳しくは市のホームページをご確認ください。

(※)利用施設等に利用料をいったん支払い、その後市に請求することで、無償化の上限金額の範囲内で払い戻しを受けること

対象施設・サービス	無償化について市からの「確認」を受けた以下の施設・サービス ▷認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く) ▷一時預かり事業 ▷病児保育事業 ▷ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみの利用は対象外) ※認可外保育施設のうち、国の定める基準を満たしていない施設は、令和6年(2024年)10月以降無償化の対象外の予定 ※無償化対象施設は市のホームページ((HP)80548234)で確認を
対象者	市から施設等利用給付認定(新2号または新3号認定)を受けた保護者 ※給付認定が未申請の方は保育入所課(0798・35・3160)に連絡を
受付期間	第1期分(4月~6月利用分)の受付期間は、7月1日~31日。支払いは9月末頃を予定 ※私立幼稚園、認定こども園(幼稚園として利用)と認可外保育施設等を併用している人には、幼稚園等を通して請求手続きの案内あり ※過去の利用分の請求漏れは、併せて請求可。利用月の翌月1日から2年以内に請求が必要です。速やかに提出を

問 保育幼稚園支援課 (0798・35・3043)

(HP) 78344031

広告



公益社
KOESHISHA

家族葬は、 公益社

お電話1本で
「終活セット」
資料を
プレゼント!
(9:00~17:00受付)

公益社 ご葬儀相談センター [24時間・365日受付]

0120-567-701

相談無料・随時受付中

事前相談承ります

オンラインでも
ご相談
いただけます

お近くの
式場

公益社
西宮山手会館
兵庫県西宮市
城ヶ塚町1-40

公益社
甲子園口会館
兵庫県西宮市
中島町16-15 [240039]